

## 1 緑地の保全及び緑化の目標

## (1) 緑地の確保目標

市街化区域内の緑地の確保目標は、農地減少分を施設緑地などで確保することに努め、次のとおり設定します。

市街化区域における緑地比率

現状 20.5% ⇒ 平成30年・平成40年 現状維持

## (2) 都市公園等の施設として整備すべき目標

公園不足エリアの解消に向けて、身近な公園（街区公園）の整備について、次のとおり設定します。

身近な公園（街区公園）の整備

現状 27箇所(5.6ha)

⇒ 平成30年 30箇所(6.35ha)、平成40年 32箇所(6.85ha)

## (3) 緑豊かなまちづくりに向けての目標

緑豊かなまちづくりに向けて、市民、企業及び行政などの協働により進める地区計画や緑地協定について、次のとおり設定します。

地区計画

現状 12地区 ⇒ 平成30年 14地区、平成40年 16地区

緑地協定

現状 16地区 ⇒ 平成30年 19地区、平成40年 21地区

木陰のある快適な歩行空間の確保や緑あふれる歩行者ネットワークの形成に向けた街路樹の整備について、次のとおり設定します。

街路樹による緑化

現状 約25km ⇒ 平成30年 約27.5km、平成40年 約30km